

# 学生クラブ室使用に関する内規

制定 昭和56年 1月 9日

改正 平成20年10月22日

## (目的)

第1条 この内規は、クラブ又は同好会が学生クラブ室（以下「クラブ室」という。）を使用し、本学学生の自立的課外活動を通じ、人格の陶冶と部員相互の親睦を図る場として、その使用上の必要事項を定めることを目的とする。

## (使用時間)

第2条 使用時間は午前7時から午後9時までとする。

## (管理)

第3条 クラブ室の総合管理は学長が行う。

2 各クラブ室の管理は顧問教員の指示に従いクラブ長が行い、異常が生じたとき直ちに学長に報告しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 クラブ室の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 清潔、整頓に心掛け、火元責任者を定め、火気使用には十分注意し、使用後は器具の点検を行うこと。
- (2) 室内には現金その他貴重品を保管しないこと。
- (3) 使用後は、最後に退出する者が責任をもって電源を切り、窓、出入口を施錠すること。
- (4) 火気使用、時間延長の場合は学長に届け出ること。

## (使用許可)

第5条 クラブ室の使用許可は、自治会、クラブ長、厚生委員、クラブ顧問の協議を経て、学長が決定する。

## (取消し)

第6条 学長は、クラブがこの内規に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

## 附 則

この内規は、平成7年1月27日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

